

平成 28 年第 2 回ニセコ町議会定例会 第 4 号

平成 28 年 3 月 15 日(火曜日)

○議事日程

1 会議録署名議員の指名

2 諸般の報告

3 陳情の取り下げ

4 議案第 22 号

平成 28 年度ニセコ町一般会計予算

5 議案第 23 号

平成 28 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算

6 議案第 24 号

平成 28 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算

7 議案第 25 号

平成 28 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算

8 議案第 26 号

平成 28 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算

9 議案第 27 号

平成 28 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算

10 議案第 28 号

請負契約の変更について

(草地整備及び飼料調製貯蔵施設等の設置に関する委託契約)

11 議案第 29 号

平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算

12 決議案第 1 号

飲酒運転根絶を宣言する決議

(ニセコ町議会議員 青羽雄士 外3名)

13 意見案第1号

誰もが安心して介護を受けるために必要な財政措置を講じるよう求める意見書

(ニセコ町議会議員 青羽雄士 外3人)

14 議員派遣の件について

15 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

16 閉会中の所管事務調査の申し出について(総務・産業建設常任委員会)

○出席議員(10名)

1番 木下 裕三	2番 浜本 和彦
3番 青羽 雄士	4番 齊藤うめ子
5番 竹内 正貴	6番 三谷 典久
7番 篠原 正男	8番 新井 正治
9番 猪狩 一郎	10番 高橋 守

○出席説明員

町長	片山 健也
副町長	林 知己
会計管理者	千葉 敬貴
総務課長	高瀬 達矢
総務課参事	佐藤 寛樹
企画環境課長	山本 契太
自治創生室長	金井 信宏
税務課長	芳賀 善範
町民生活課長	横山 俊幸
保険福祉課長	折内 光洋
農政課長・農業委員会事務局長	福村 一広
国営農地再編推進室長	藤田 明彦
商工観光課長	前原 功治
建設課長	黒瀧 敏雄

上下水道課長	石山 康行
総務係長	佐藤 英征
財政係長	川埜 満寿夫
監査委員	斎藤 隆夫
教育委員長	日野浦あき子
教育長	菊地 博
学校教育課長	加藤 紀孝
町民学習課長	阿部 信幸
学校給食センター長	高田 生二
幼児センター長	酒井 葉子
農業委員会会長	荒木 隆志

○出席事務局職員

事務局長 佐竹 祐子
書記 中野 秀美

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高橋 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、青羽雄士君、4番、斉藤うめ子君を指名いたします。

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長(高橋 守君) ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高橋 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において7番、篠原正男君、8番、新井正治君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長(高橋 守君) 日程第2、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、林知己君、会計管理者、千葉敬貴君、総務課長、高瀬達矢君、総務課参事、佐藤寛樹君、企画環境課長、山本契太君、自治創生室長、金井信宏君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、横山俊幸君、保健福祉課長、折内光洋君、農政課長農業委員会事務局長、福村一広君、国営農地再編推進室長、藤田明彦君、商工観光課長、前原功治君、建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、佐藤英征君、財政係長、川埜満寿夫君、監査委員、斎藤隆夫君、教育委員長、日野浦あき子君、教育長、菊地博君、学校教育課長、加藤紀孝君、町民学習課長、阿部信幸君、学校給食センター長、高田生二君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会会長、荒木隆志君、以上の諸君です。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 陳情の取り下げ

○議長(高橋 守君) 日程第3、陳情の取り下げの件を議題とします。

本件に関しては、平成27年第8回定例会において継続審査と決定しております平成27年陳情第9号について陳情者からの取り下げたいとの申し出がありました。

お諮りします。平成27年陳情第9号の取り下げを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は取り下げを許可することに決定しました。

◎日程第4 議案第22号から日程第9 議案第27号

○議長(高橋 守君) この際、日程第4、議案第 22 号 平成 28 年度ニセコ町一般会計予算の件から日程第9、議案第 27 号 平成 28 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの件6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

竹内予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長(竹内正貴君) それでは、予算特別委員会の審査結果を報告します。

本定例会において当予算特別委員会に付託されました議案第 22 号 平成 28 年度ニセコ町一般会計予算から議案第 27 号 平成 28 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの6件については、3月 14 日及び本日 15 日の両日、町長を初め説明員の出席を求め、慎重に審査した結果、別紙審査報告書のとおり原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告します。

○議長(高橋 守君) 報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑については、議員全員によって構成された予算特別委員会において審査されましたので、省略します。また、討論についても同様につき省略いたします。

これより議案第 22 号 平成 28 年度ニセコ町一般会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 23 号 平成 28 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 24 号 平成 28 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 25 号 平成 28 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 26 号 平成 28 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 27 号 平成 28 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 28 号から日程第 11 議案第 29 号

○議長(高橋 守君) 日程第 10、議案第 28 号 請負契約の変更について(草地整備及び飼料調製貯蔵施設等の設置に関する委託契約)の件及び日程第 11、議案第 29 号 平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算までの件 2 件を一括議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、林知己君。

○副町長(林 知己君) それでは、日程第 10、議案第 28 号 請負契約の変更についてご説明いたします。

追加議案の 2 ページをお開きください。議案第 28 号 請負契約の変更について(草地整備及び飼料調製貯蔵施設等の設置に関する委託契約)。

草地整備及び飼料調製貯蔵施設等の設置に関する委託契約(平成 24 年5月 10 日議決、平成 26 年5月 14 日変更議決)について下記のとおり請負契約の変更をするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記、契約金額、2億 4,933 万 5,928 円を2億 4,796 万 7,328 円とする。

平成 28 年3月 15 日提出、ニセコ町長、片山健也。

今回この変更につきましては、別添でA4横の資料をお渡ししていると思いますが、こちらの資料により今回の変更の内容をご説明いたします。よろしいでしょうか。本契約につきましては、TMRセンター整備と草地改良事業を実施するために平成 24 年5月 10 日に議決をいただき、5月 10 日に締結した契約で、本年が事業最終年となります。今回の変更では、今年度の事業量が資料の上から2段目の左から3つ目の黒枠で囲っている部分ですけれども、当初の予定の 150.87 ヘクタールから 149.08 ヘクタールとなり、事業量が減ったことによる事業経費、これは上から2段目の黒枠で囲った計の部分ですが、その事業経費が減少し、それに伴い消費税、利息が減り、一番下の欄になりますが、合計の欄、136 万 8,600 円を減額して変更するものでございます。

議案第 28 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 11、議案第 29 号 平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。

議案の4ページをお開きください。議案第 29 号 平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算。

平成 27 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,071 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 1,315 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年3月 15 日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が5ページ、歳出を6ページに載せてございます。

7ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。8ページの歳出をごらんください。歳出の合計で今回の補正額 4,071 万円の財源については、全て道支出金でございます。

説明の都合上、歳出から説明いたします。10 ページをお開きください。10 ページ、歳出、6款農林水産業費、1項農業費、11 目農業経営基盤強化促進対策費の 19 節では、担い手確保経営強化支援事業で 4,071 万円の増額補正でございます。こちらは、平成 27 年度の国の補正予算成立により TPP 対策の一環として行われる事業で、意欲ある農業者に対し経営発展に必要な農業用の機械等の導入を支援するもので、総事業費全額の融資を受け、その事業費の2分の1を助成する事業でございます。先般町内の6経営体から要望がありまして、事業総額 8,656 万 6,940 円の要望を出していたところですが、6経営体の 4,071 万円の助成の内示を受けたことによる補正計上となります。

続きまして、歳入について説明いたします。9ページでございます。9ページの 15 款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金の1節農業費補助金では、先ほど歳出で説明いたしました 4,071 万円を強い農業づくり事業補助金として増額計上をいたします。

説明は以上でございますが、本補正予算に係る総括表及び一般会計の歳入歳出の内訳、補正予算の枠組みにつきましては、別冊の補正予算資料のナンバー2という部分をお渡ししていると思いますが、こちらをごらんいただきたいというふうに思います。

議案第 29 号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第 28 号 請負契約の変更について(草地整備及び飼料調製貯蔵施設等の設置に関する委託契約)の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 28 号 請負契約の変更について(草地整備及び飼料調製貯蔵施設等の設置に関する委託契約)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 29 号 平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 29 号 平成 27 年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 決議案第1号から日程第13 意見案第1号

○議長(高橋 守君) 日程第 12、決議案第 1 号 飲酒運転根絶を宣言する決議の件及び日程第 13、意見案第 1 号 誰もが安心して介護を受けるために必要な財政措置を講じるよう求める意見書の件 2 件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

青羽雄士君。

○3番(青羽雄士君) 決議案1号は、後志町村会議長会の要請に基づき趣旨に賛同する私青羽が提出者となり、各総務常任委員が賛成者となって、ニセコ町民一丸となって飲酒運転根絶に取り組むことを宣言するため議会に提案するものです。

それでは、決議案の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。飲酒運転根絶を宣言する決議。

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、国民全ての切実な願いである。私たちの生活は、車社会の進展とともに利便性が向上し、経済的にも豊かさを増した一方で、悲惨な交通事故、中でも一人一人の取り組みによって防止できるはずの飲酒運転による交通事故は依然として後を絶たない。北海道内においては、一昨年の小樽市銭函での飲酒ひき逃げによる3人もの死亡事故という悪質な事件、その後も砂川市の国道で一家4人が死亡、1人重体、さらには北海道飲酒運転根絶条例が施行された直後の本年1月2日に室蘭市の国道交差点で若者男性3人が死亡するなど極めて憂慮すべき事態となっている。こうした悲劇を二度と繰り返さないためには、地域社会全体として一人一人の心に飲酒運転はしない、させない、許さないという規範意識を住民はもとより社会風土として定着させなければならない。これまで国が進めてきた罰則等の強化や意識啓発の充実のみならず、各年代にわたる生涯教育、酒類を提供する飲食店等の協力など総合的かつ効果的に推進していくことが必要である。よって、ニセコ町議会は、北海道を初め各市町村、各関係機関や団体との連携を強化するとともに、ニセコ町民一丸となって飲酒運転の根絶に取り組むことをここに宣言する。

以上、決議する。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

続けて、意見案第1号について、意見案第1号はニセコ福祉会の要請に基づき趣旨に賛同する私青羽が提出者となり、各総務常任委員が賛成者となって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各関係大臣に対して地方自治法第99条の規定に基づく意見書を提出しようとするものです。

それでは、こちら意見書の趣旨をもって説明にかえさせていただきます。意見案第1号 誰もが安心して介護を受けるために必要な財政措置を講じるよう求める意見書。

平成28年4月から介護施設への入所者は原則として要介護3以上に限定され、要介護1、2の18万人が入所できなくなると言われ、加えて政府は要支援1、2と認定されている人の介護サービスを平成29年4月から市町村が実施する新たな地域支援総合事業に移行させようとしている。これに対し、介護利用者や介護施設事業者のみならず、多くの自治体からもこのまま実施してよいのかという声広がっている。介護の現場は人手不足が深刻で、介護職員の抜本的な処遇改善が緊急に求められている。よって、ニセコ町議会は、誰もが安心して介護サービスを受けられるように医療介護総合確保推

進法による介護保険制度の見直しを中止、撤回し、必要な財政措置を講じるよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより決議案第1号 飲酒運転根絶を宣言する決議の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより決議案第1号 飲酒運転根絶を宣言する決議の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより意見案第1号 誰もが安心して介護を受けるために必要な財政措置を講じるよう求める意見書の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第1号 誰もが安心して介護を受けるために必要な財政措置を講じるよう求める意見書の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議員派遣の件について

○議長(高橋 守君) 日程第14、議員派遣の件についての件を議題といたします。

お諮りします。別紙記載のとおり、産業振興、まちづくりについての視察研修、後志総合開発期成会要望運動、北海道町村議会議員研修会などそれぞれ開催されますので、これに出席することになりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては出席することに決しました。

◎日程第15 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第15、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配付したとおり会議規則第72条第2項の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第16 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第16、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

総務及び産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第72条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 守君) 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて平成28年第2回ニセコ町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)

署 名 議 員 新 井 正 治 (自 署)